

【資料13-1】 必要諸室及び仕様(建築計画関係)

(令和2(2020)年3月修正版)

必要諸室等		諸室の用途	特記事項	カーテン・ブラインド等	内線専用電話
機能別	諸室の名称等				
共通事項			<ul style="list-style-type: none"> ・諸室の面積は事業者の提案とするが、要求水準書の機能を満たす面積を確保する。 ・施設内の諸室は、下足での利用を基本とする。ただし、和室・浴室・音楽室・体育館については、上足での利用とし、必要な履替えスペースを確保する。 ・全館空調完備とする。体育館についても、トイレや器具庫を除き、空調設備を備えることが望ましい。 ・研修等での活用を見据え、屋内WiFi環境を整備する。 ・建具は引戸を基本とする。 		
宿泊機能	宿泊室	洋室	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の宿泊室及びグループ活動(活動の反省、準備等)の場 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員5~6名の部屋と定員3~4名の部屋の割合は、概ね8:2程度とする。 ・ソファーベッドや二段ベッド、ロフトベッドのタイプは不可とする。 	○ ○
		和室	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の宿泊室及びグループ活動(活動の反省、準備等)の場 ・日本の伝統的な文化活動のための研修室 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員5~6名の部屋と定員3~4名の部屋の割合は、概ね8:2程度とする。 	○ ○
		講師室	<ul style="list-style-type: none"> ・研修講師、引率教員等の宿泊室 ・個人利用者等の宿泊室 		○ ○
		バリアフリー室	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者や高齢者優先の宿泊室 ・一般利用者の宿泊室 ・女子への配慮等により、浴室のみ使用する場合あり 		○ ○
	共用トイレ		<ul style="list-style-type: none"> ・主に宿泊利用者が使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・乾式とする。 ・多目的トイレには通報装置を設置し、通報先は事務室・宿直室とする。 	曇りガラス等
	談話スペース		<ul style="list-style-type: none"> ・学校利用等におけるリーダー会議等の場 ・宿泊利用者の交流の場 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースでも可とする。 	○ —
	食堂		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊利用者又は日帰り利用者の希望に応じて食事を提供 ・施設の利用状況によっては集合場所等として使用 	<ul style="list-style-type: none"> 手洗い→食事→後片付けの動線が重ならないようにする。 	○ —
	厨房関係	厨房	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に提供する食事を調理する場 ・下膳先や食器洗浄の場 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理する場と下膳や食器洗浄の場を分けることも可とする。 ・HACCPに沿った衛生管理を行う。 	※ ※
		食品庫	<ul style="list-style-type: none"> ・食材、調味料、調理器具、リンエン等の保管場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の搬入ルートを確保する。 	※ ※
		更衣室・休憩室・厨房前室	<ul style="list-style-type: none"> ・調理作用員の更衣、休憩、衛生管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室・休憩室・厨房前室の配置は、十分な衛生管理が行えるよう配慮する。なお、1室に集約することも可能とする。 	○ ※
		ごみ置き場	<ul style="list-style-type: none"> ・食事提供業務に伴う廃棄物の置場 	<ul style="list-style-type: none"> ・害獣、害虫の侵入に留意する。 ・ごみ置き場までのごみの搬出経路を考慮する。 	— —
自然体験機能	浴室		<ul style="list-style-type: none"> ・主に宿泊利用者の浴場 ・日帰り利用者の希望によるシャワー利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室、更衣室は、特に防犯に配慮し、事業者や他の利用者の目が届きやすい位置に設ける。ただし、玄関付近は避ける。 	※ —
	野外炊事場		<ul style="list-style-type: none"> ・バーベキュー等の野外炊事・食事場 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業や食事のためのテーブル、イスを設ける。 ・残菜、厨芥、薪の燃えかす等の一時的な保管場所を設ける。 ・イベント等での利用を想定した屋外コンセントを設ける。 ・煙が周辺の迷惑にならないよう配置を考慮する。 ・地面は清掃がしやすい仕上げとする。 ・夜間に人物が認識できる程度の外灯を設ける。 	— —
	野外活動広場		<ul style="list-style-type: none"> ・集合場所 ・野外研修の場 ・キャンプファイヤーの場 ・テントによる野営の場(テントは持込を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・常設テントまでは求めない。 ・炭置き場を設ける。 	— —
	野外トイレ		<ul style="list-style-type: none"> ・野外活動等で施設利用者が使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯や緊急時の対応に配慮したものとする。 	曇りガラス等
	野外倉庫		<ul style="list-style-type: none"> ・野外炊事用の調理器具、燃料、薪等の保管 ・野外活動用の道具等の保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・野外炊事場の付近に設置する。 	— —

【凡例】

○:必要とする。

※:事業者の提案による。

—:基本的に不要と考えるが、提案により設置することは可とする。

必要諸室等		諸室の用途	特記事項	カーテン・ ブラインド等	内線専用 電話
機能別	諸室の名称等				
研修・育成 機能	研修室	大研修室	・研修や入所時のオリエンテーション等の場	・間仕切り(スライディングウォール)については、間仕切りの天井裏に隔壁等を設けるなど遮音に配慮し、遮音性能は50dB(500Hz帯)程度以上とする。	○ ○
		中研修室	・研修や入所時のオリエンテーション等の場	・半屋外での創作活動に適したテラス、ピロティ等の設置が望ましい。 ・間仕切り(スライディングウォール)については、間仕切りの天井裏に隔壁等を設けるなど遮音に配慮し、遮音性能は50dB(500Hz帯)程度以上とする。	○ ○
	音楽室		・学校の吹奏楽、軽音クラブ等の活動の場 ・任意団体による和太鼓、バンド等の活動の場 ・音楽を伴ったダンス等の練習の場 ・その他多様な研修の場	・反射による共鳴音が生じにくい形状とすること。	○ ○
	体育館		・学校のスポーツクラブの活動の場 ・各種スポーツ団体の活動の場 ・雨天時の室内活動の場	・公式バスケットボール・バレーボール・バドミントンの競技が行えるよう、コートライン、支柱穴等を整備する。 ・上記のスポーツ、障害者スポーツ等が行えるよう、什器・備品を整備する。その他スポーツは、事業者の提案による。 ・高さ(床面から天井梁、照明器具等最下部までの高さ)は10m程度を確保する。 ・スポーツに適した床材にするなど、仕上げ材に留意する。学校体育館の二重床仕上げ同等以上とする。 ・スポーツに適した照明・照度とする。 ・自然採光や自然通風に留意する。 ・維持管理しやすさに配慮する。	○ 暗幕 —
	ボランティア室		・主に主催事業等に参加するボランティアが使用 ・空き状況によっては、利用者の研修室や職員の会議室、研修講師の控室として使用		○ ○
管理・運営 機能	保健室		・体調不良の利用者、職員等の療養の場	・救急搬送のため、屋外から直接出入りできる出入口があることが望ましい。	○ ○
	洗濯スペース		・長期利用者、管理者用		※ —
	事務室		・施設管理、利用者受入に係る事務等の場	・外線電話は、必要回線数整備する。	○ ○
	宿直室		・職員の宿直室	・各種盤の発報に対応可能な位置に設ける。	○ ○
その他	エントランスホール		・入所、退所時の一時的な集合場所 ・栃木県、地域、施設の情報等の発信場所 ・利用者の団らん・休憩場所	・利用受付カウンターに接して設ける。 ・一時的な集合場所として利用できる広さを確保する。	※ —
	風除室		・風雨の吹き込みを防ぐ	・基本的に設置する。	※ —
	ロッカー室		・職員用のロッカー室	・事務室内に設けることも可とする。	※ —
	リネン室		・宿泊利用者のシーツや枕カバーの保管等	・配置は、利用者への受け渡しや、クリーニング業者への受け渡しの利便性に配慮する。	— ※
	倉庫		・備品、消耗品等の保管	・利用に適した位置に適宜設ける。	— —
	ごみ置き場		・施設から出た廃棄物の一時保管場所	・ごみの収集に適した位置に適宜設ける。	— —

【凡例】

○:必要とする。

※:事業者の提案による。

—:基本的に不要と考えるが、提案により設置することは可とする。